

## にかほ市あきた結婚支援センター入会登録料助成事業交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、にかほ市在住の独身男女の出会いと結婚に資するため、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「センター」という。）への入会登録料を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 入会日においてにかほ市に住所を有する独身者
- (2) 新規にセンターへ登録する者
- (3) 市税等を滞納していない者

### (助成の手続き)

第3条 助成を受けようとする者は、「にかほ市あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書兼納付等状況調査同意書(様式第1号)」にあきた結婚支援センター入会登録料の費用負担に関する協定書第3条に定める「同意書」を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 助成対象者は、前項の同意書の提出をもって、あきた結婚支援センター入会登録料助成金(以下「助成金」という。)の受け取りをセンターに委任したものとみなす。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、センター入会登録料10,000円(登録日から2年間有効)とし、1回に限り助成する。

### (助成金の請求)

第5条 センターは、第3条に定める申請があったときは、センターに入会した者の助成金を月ごとにとりまとめ、翌月7日までに「入会登録料負担金請求書」に入会登録者名簿を添えて市長に請求するものとする。

### (助成金の支払)

第6条 市長は、センターから前条に定める請求があったときは、内容を審査したうえで助成金を支払うものとする。

### (助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けたものに偽りその他の不正行為が認められたときは、助成金を返還させることができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。